市町村におけるケアラー支援の取組状況について

- 1 取組状況調査の結果について
- (1)調査概要
- ① **調査時点** 令和5年7月1日現在
- ② 調査項目

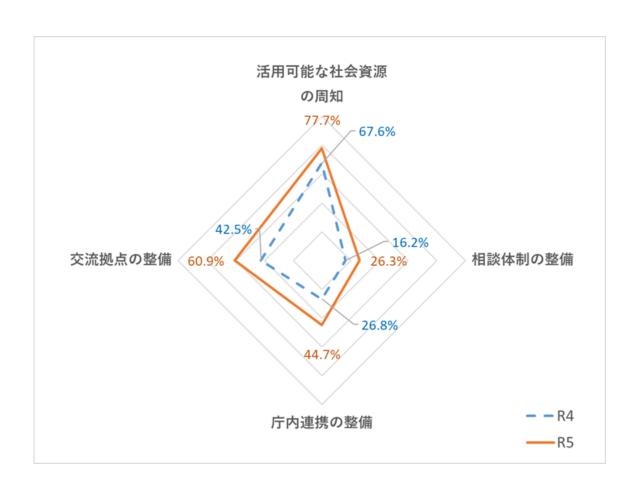
「北海道ケアラー支援推進計画」で市町村の支援体制等に関する目標値に設定している 以下の項目の取組状況

- ・相談支援体制の整備について
- ・分野横断的な連携・協議体制の整備について(庁内連携の整備)
- ・交流拠点の整備促進について
- ・活用可能な社会資源の周知について
- ③ 調査対象

179市町村

2 集計結果

(1) 全道の状況(前年度との取組状況の比較)



- ・ 前年度と比較して全体的に取組が進んでいる。
- ・ 特に、交流拠点の整備促進や活用可能な社 会資源の周知については半数以上の市町村が 取り組みを進めている。
- ・ 相談支援体制の整備については前年度から 微増。

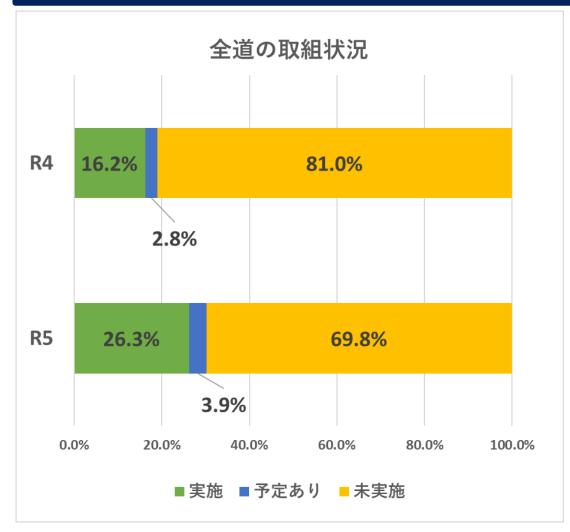
支援のための相談体制の整備とその窓口の 明確化のどちらか1つに取り組む市町村は半 数近くあるものの、双方に取り組む市町村は まだ少ない状況。

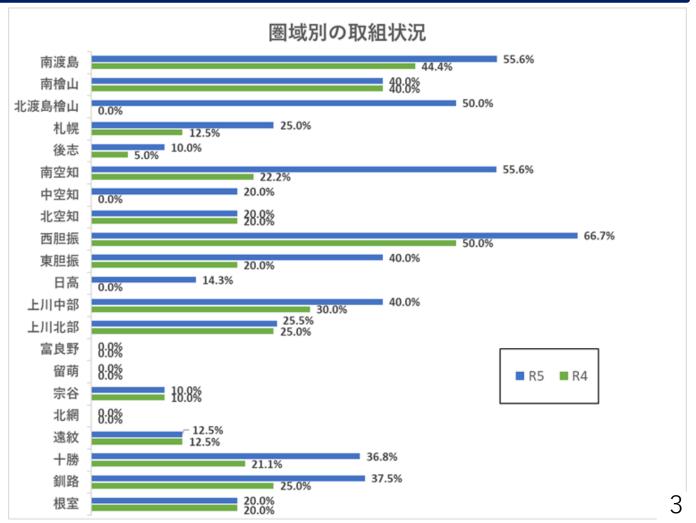
(2)項目ごとの分析

目標1 相談支援体制の構築推進

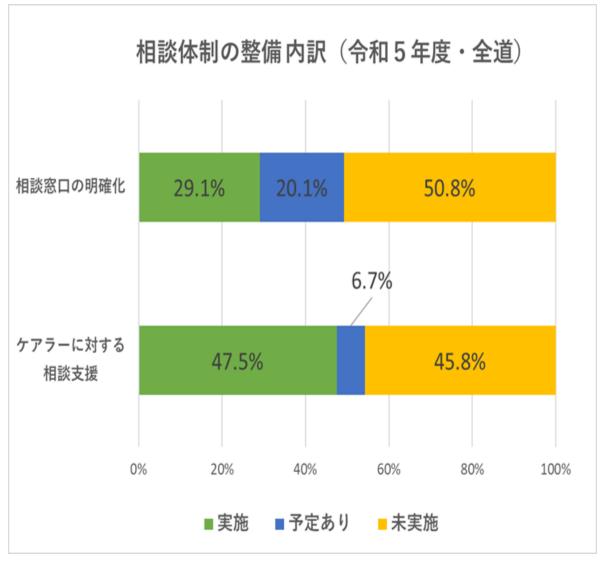
ケアラーへの支援は、家族介護者支援の「新たな視点」に立ち、個々の世帯状況に応じた適切な方法・ 内容で相談支援を行う体制が必要であることから、目標値を設定し、その体制構築を推進。

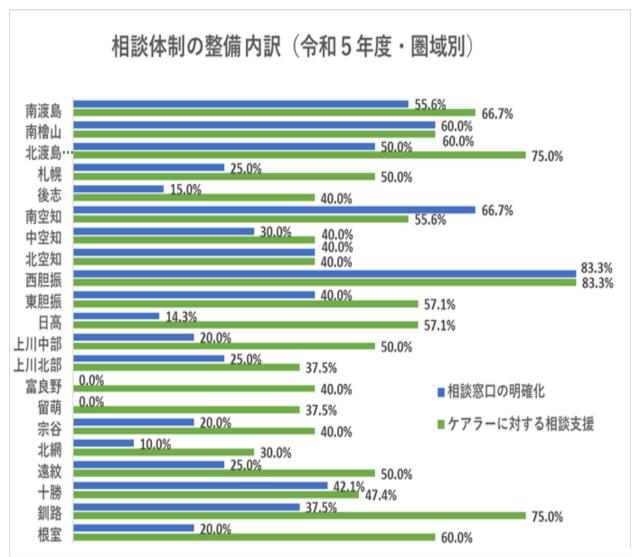
【目標値】相談支援体制の構築と窓口の明確化:道内全ての市町村で構築(100%)





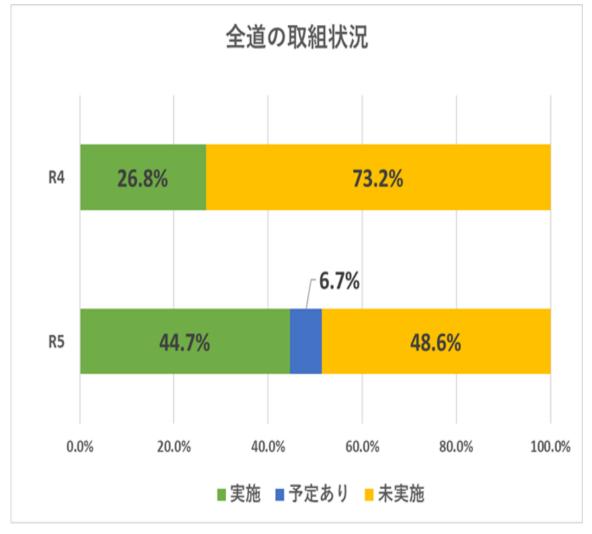
■相談支援体制の整備の内訳 相談窓口の明確化と家族介護者支援の「新たな視点」による相談支援を行っている市町村の取組状況

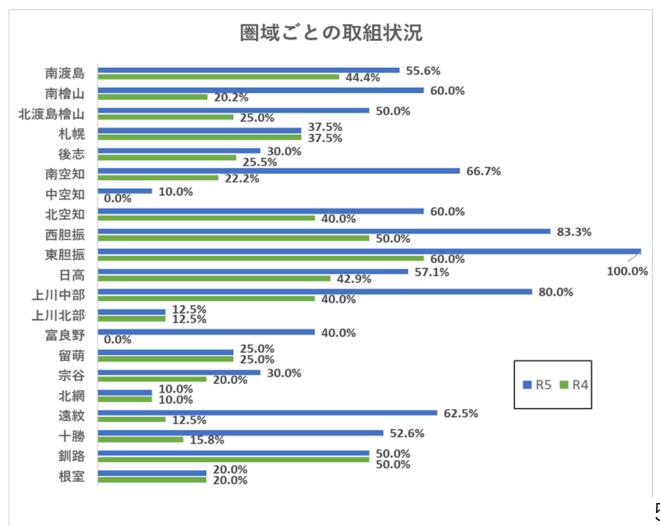




目標2 分野横断的な連携・協議体制の整備促進 ケアラーへの支援に当たっては、複数の機関・部署が関わりながら情報や課題を共有する協議の場が必 要であることから、目標値を設定し、分野横断的な連携・協議体制の整備を促進。

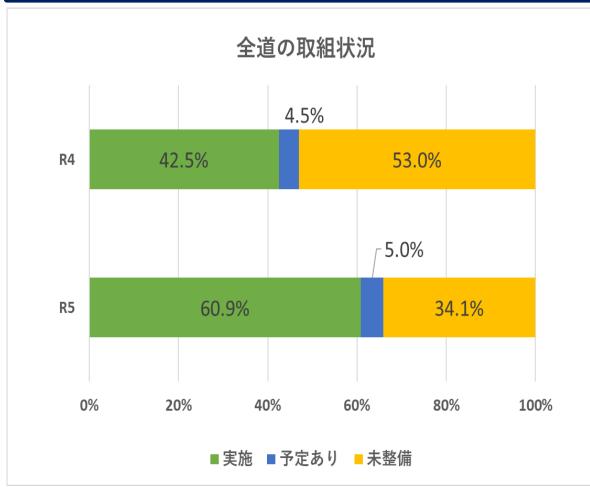
【目標値】協議の場の設置状況:道内全ての市町村で設置(100%)

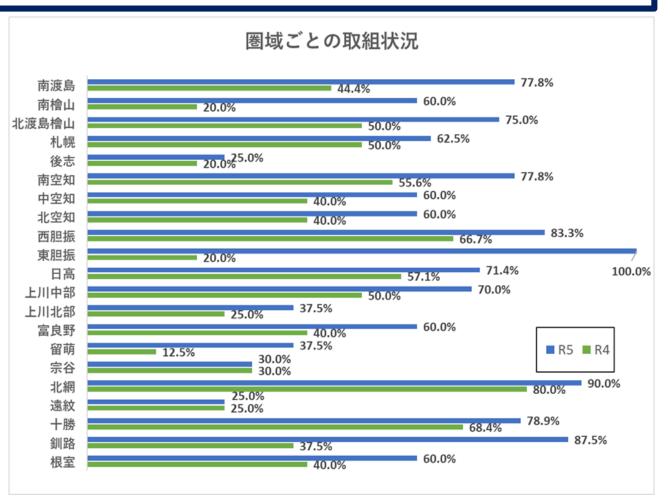




目標3 交流拠点の整備促進 地域全体がケアラー支援に関する理解を深め、支え合いの意識を醸成していくに当たっては、介護者サ ロンやカフェなどにおける相互交流が有効であることから、目標値を設定し、交流拠点の整備を促進。

【目標値】交流拠点の整備状況:道内全ての市町村で設置(100%)



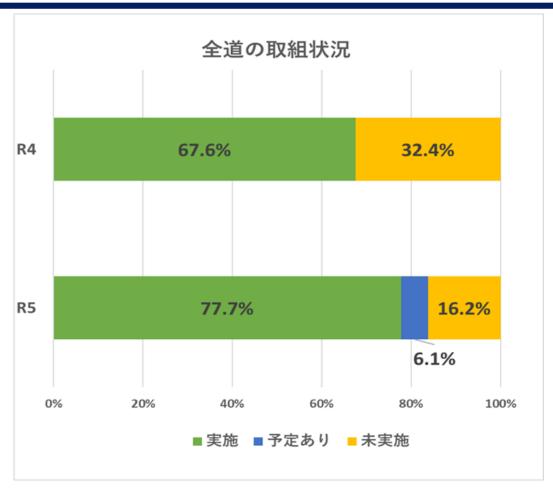


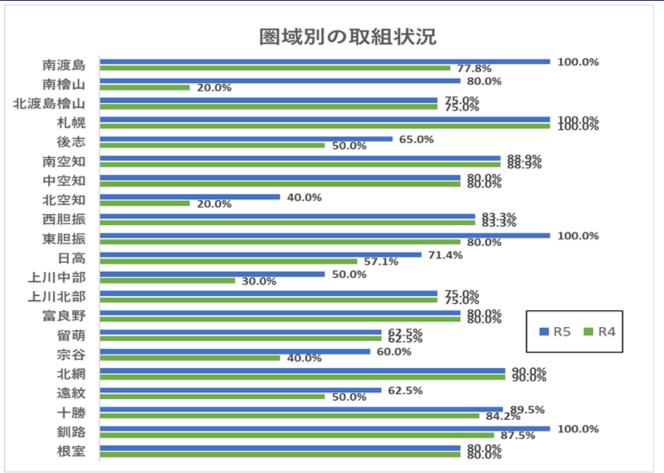
※ここでいう「交流拠点」とは、家族介護者支援を目的の一つとして運営する拠点であり、新設・既設、専用・併用の別を問わない。

目標4 活用可能な社会資源の周知

ケアラーの負担を軽減するためには、公的支援やサービスを適切に活用することが必要であり、それに向けては、活用可能な社会資源が広く周知されていなければならないことから、目標値を設定し、リストやマップなどによる情報周知を促進する。

【目標値】活用可能な社会資源の周知:道内全ての市町村で設置(100%)





※在宅医療・介護連携事業による事業所リストや認知症ケアパスなど、既存の一覧表であっても、ケアラーの負担軽減を図るための公的支援やサービスの適切な利用につながるものであれば「実施」に計上。

3 各調査項目の取組状況と今後必要な支援

調査項目	取組の状況
相談支援体制の整備	・相談窓口の明確化に取り組む市町村は3割弱、相談支援を行っている市町村は5割弱。・相談窓口の明確化は広報誌やホームページを活用して周知を行う市町村が大半。未実施のうち8割は窓口の一本化ができていないことが要因。・相談支援体制の未実施の半数以上が、関係各課における認識の共有が不十分であることや庁内の体制が定まらない等の要因による。
分野横断的な連携・協議体 制の整備	・庁内連携を行っている市町村の約85%が地域ケア会議や自立支援協議会、要保護児童対策協議会を活用。ケアラーに特化した協議会の設置や、重層的支援体制整備事業に係る協議体を設置している市町村は15%程度。・未整備のうち半数はメンバーや連携方法に課題があると回答。
交流拠点の整備促進	・交流拠点を整備している市町村の9割が認知症カフェや介護者サロン等の既存のサロンを活用。・未整備のうち約3割は既存の交流拠点の活用について検討中と回答。未着手の要因として、既存の拠点を活用するに当たり、関係部局との調整ができていない、既存の拠点がないため人材や財源から検討が必要との回答が多い。
活用可能な社会資源の周知	・周知の方法として、医療機関や介護保険事業所等の情報を掲載した社会資源マップや認知症ケアパスを活用している市町村が8割を占めている。

未整備の市町村に対しては、市町村の希望に応じたアドバイザーの派遣や本庁・振興局による助言・働きかけのほか、取組が進まない市町村の中には、新たに窓口の設置や交流拠点の整備、庁内の会議体等を作成しなければ取組が進まないと考えているところも多いことから、既存の体制や資源などを活用しながら取組を進めている市町村の事例を収集し、情報提供を行うなどの支援が必要。